

地縁団体認可申請の手引き

——町内会等の法人格取得について——

館山市市民生活部地域づくり課

令和8年10月1日改正

はじめに

町内会等は、市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体です。通常、町内会等で不動産等を保有していることになっていても、実際には、その登記名義は町内会長等の個人名義、又は役員など複数の者による共有名義になっているかと思います。

このような個人名義や共有名義の登記では、町内会長等や役員が転居や死亡した場合等により、町内会等の構成員でなくなった場合に所有者の名義変更をしなければなりません。場合によっては相続の問題も生じるなど、所有権をめぐってトラブルになる恐れも生じます。

そこで、地方自治法では、団体の名義で「地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を有する」方法が定めてあります。

- ・ **市長の認可により、法人格を取得することができます。**
- ・ **法人格を取得することにより、法人名義（例「〇〇町内会」、「〇〇区」など）で不動産又は不動産に関する権利等を登記することができます。**

1 認可に必要な要件＜4項目＞

（１）団体の目的

その区域の住民相互の連絡、環境整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現に活動を行っていること。

活動内容が特定分野のみの団体は、該当しません。

- ⇒ 現にその活動を行っていることを証明するものとは、前年度の活動実績報告書や事業報告書等が該当します。

P T A、スポーツ団体等は該当しません。

（２）区域

団体の区域が、住民にとって客観的に明らかに定められていること。

また、団体がその区域で相当の期間にわたって存続していること。

- ⇒ その団体の構成員のみならず市民にとって客観的に明らかな形で境界が画され、規約に明記されていること。

区域は、字及び地番又は住居表示により表示するほか、住民にとって客観的に明らかな区域と認識できる場合には、道路や河川等により区域を画すこともできます。

(3) 構成員

区域に住所を有するすべての個人は、構成員になることができ、その相当数の者が現に構成員となっていること。

- ⇒ 区域に住所を有するすべての個人が構成員になれる旨が規約に定められていること。すべての個人とは、「年齢、性別等を問わず、区域に住所を有する個人すべて」を意味します。

その相当数とは区域の住民の過半数以上を意味し、現に構成員になっていることが構成員名簿により確認できること。

入会、退会の際には、本人の意思が会として確認できることが必要ですが、その際いかなる意味でも本人の意思に制約を加えることは認められません。

また、区域内に住所を有する法人等の団体が、賛助会員等になることもできます。

(4) 規約

規約を定めていること。

- ⇒ 規約を定めて団体の名称や目的などを対外的に明らかにし、組織の管理運営方法を明確にすることが必要です。

規約には、以下の８項目については必ず定めなければなりませんが、それ以外の事項を定めることは差し支えありません。

法令に従った内容とする必要がある場合を除き、役員構成や諸会議など団体の実状に応じて定めることになります。

「規約例」を参照してください。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ 区域
- ④ 主たる事務所の所在地
- ⑤ 構成員の資格に関する事項
- ⑥ 代表者に関する事項
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ 資産に関する事項

2 認可申請の方法

(1) 申請

団体の自主的な判断により、団体の代表者が認可の申請書類を揃えて館山市長に対し認可を申請します。

(2) 総会決定事項

申請に必要な次の事項は、団体の総会において決定しておくことが必要です。理事会や役員会等の決定ではいけません。

- ① 法人格認可を申請する旨の決定
- ② 認可要件に合致する規約の決定
- ③ 構成員の確定
- ④ 代表者の決定
- ⑤ 申請者を代表者とする旨の決定

(3) 申請に必要な書類＜7種類＞

① 認可申請書「様式1」

認可申請書を提出する年月日を、申請年月日として記入します。

② 申請する団体の規約

③ 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

認可を申請する旨を決定した総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名又は記名押印のあるもの。

④ 構成員の名簿

特に様式はありませんが、構成員全員の住所、氏名を記載したものがが必要です。

⑤ 活動を現に行っていることを記載した書類

前年度の事業活動報告として総会に提出した報告書等です。具体的な活動内容がわかる程度の記載が必要です。

⑥ 申請者が代表者であることを証する書類＜イとロ＞

イ 申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名又は記名押印のあるもの。

ロ 申請者が代表者になることを受託した旨の承諾書等の写しで、申請者本人の署名又は記名押印のあるもの。

(4) 認可申請書の提出先

館山市役所市民生活部地域づくり課 地域づくり係

電話 22-3142

（５）認可になるまでの期間

館山市は、地縁団体を認可したときは告示します。告示をもって、法人登記が完了したことになります。

代表者に、認可通知を送付します。

申請を受け付けてから認可の告示までの期間は、概ね１週間程度です。

３ 認可後の取扱い

（１）団体名義で資産の登記ができます。

団体名義の不動産登記は、法務局へ手続きをします。その際の添付書類として、館山市が作成する「地縁団体台帳」の写し（証明つき）が必要になります。

原則として「地縁団体台帳」の写しには代表者等の住所が記載されていません。「住所入りの台帳の写し」が必要な場合は必ず、以下の内容を確認し、館山市役所市民課に請求してください。住所表示の有無に関わらず、台帳の写しの交付には手数料がかかります。

① 住所入りの台帳を請求する際に窓口を持参するもの

イ 窓口に来る方の本人確認書類

ロ 委任状（様式不問）

⇒ 代理人が請求する場合は、代表者からの委任状が必要です。

現代表者以外の住所（前代表者等の住所履歴など）が入った台帳が必要な場合は、請求者が現代表者であっても、該当する前代表者本人からの委任状がそれぞれ必要となりますのでご注意ください。

台帳の内容確認や手続きに時間を要することがありますので、あらかじめご了承ください。

（２）法人格

認可を受けた団体は、公法人（特定の国家的目的のために設立された法人で、必要な限度で行政権を付与されていることがある。）ではありません。

館山市との関係は、認可前と変わりません。

（３）税金

団体への課税は認可前と変わりませんが、認可申請の際には、館山市役所税務課に相談してください。

収益事業については、法人税等が課税されます。

なお、認可後に個人の財産を団体の名義へ変更（無償譲渡）する際、個人の方は、申請により譲渡に係る所得税が非課税とされる場合がありますので、税務署に相談してください。

(4) 印鑑登録

個人の印鑑登録と同様に、「〇〇町内会之印」などのように団体の印鑑登録ができます。館山市役所市民課で手続きをしてください。

印鑑登録の際には、団体の代表者個人の印鑑（館山市に印鑑登録してあるもの）も持参してください。

団体の印鑑についての規格等は次のとおりです。

- ① 登録できる印鑑は、1 団体について1 個。
- ② 印影の大きさが1 辺の長さ 8 mm の正方形に収まるもの又は1 辺の長さ 3 0 mm の正方形に収まらないものは不可。
- ③ ゴム印その他の印鑑で変形しやすいものや鮮明でないものは不可。

(5) 規約に変更があった場合

規約変更認可申請書「様式 2」を提出し、館山市長の認可を受けてください。提出先は認可申請書の場合と同じです。

この際、次の書類を添付して下さい。

- ① 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- ② 規約変更を総会で議決したことを証する書類
(議事録の写しで、議長、議事録署名人の署名又は記名押印のあるもの)

(6) 告示事項に変更があった場合

地縁団体を認可する際の告示事項は、次のとおりです。

- イ 名称
- ロ 規約に定める目的
- ハ 区域
- ニ 主たる事務所
- ホ 代表者の氏名及び住所
- ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- リ 認可年月日

イ〜リの内容に変更が生じた場合は、**告示事項変更届出書「様式 3」**を提出してください。提出先は認可申請書の場合と同じです。

この際、添付する「変更があった旨を証する書類」は、

- ① 総会の議事録の写し（議長、議事録署名人の署名又は記名押印のあるもの）
- ② 代表者が変更された場合には、代表者となる旨の本人の承諾書（署名のあるもの）も必要です。

（７）告示事項の変更・規約の変更の場合の認可までの期間

告示事項の変更届出書，又は規約変更認可申請を受け付けてから，認可の告示までの期間は，概ね１週間程度です。